

日ラグ協発 21-500

2021年10月14日

関東・関西・九州ラグビーフットボール協会

理事長 各位

都道府県ラグビーフットボール協会

理事長 各位

競技規則の条文改正 (通達)

(公財)日本ラグビーフットボール協会

(承認済み・押印省略)

専務理事

拝啓、平素は日本ラグビーの普及発展につきまして多大なるご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、競技規則につきまして、ワールドラグビーよりこのほど、下記の通り条文改正に関する通達が出されました。日本協会でもこれを受け、ここに通知いたします。貴協会におかれましても、加盟都道府県協会、および、各チームに周知徹底いただけますようお願い申し上げます。

敬具

記

先般開催されたワールドラグビー執行理事会にて、定款に従って、以下、競技規則第4条「プレイヤーの服装」の条文の改正が即日施行にて承認された：

競技規則第4条「プレイヤーの服装」4.3、および、4.4

3. 追加着用を認められているのは、以下のものである：

- a. 洗濯が可能で、弾力がある、または、圧縮可能な材質で作られたサポーター。
- b. シンガード。
- c. 靴下の下に着用する、脛の3分の1を超えない長さの足首サポーター。固いものの場合、金属以外の材質で作られたもの。
- d. 指なし手袋。
- e. ショルダーパッド。
- f. マウスガード、または、歯を保護するもの。
- g. ヘッドギア。
- h. 包帯、手当用品、薄いテープ、または、それに類するもの。

- i. ゴーグル。
- j. シューズの底に付いているスタッド。一体成型ゴム底を含む。
- k. 脚の内側に縫い目が一本入った綿混防のロングタイツ、または、レギンスを、パンツ、および、ソックスの下に着用すること。

4.加えて、女性は以下のものを着用することができる:

- a. 胸パッド。
- ~~b. 脚の内側に縫い目が一本入った綿混防のロングタイツを、パンツ、および、ソックスの下に着用することが可能。~~
- ~~e-b.~~ ヘッドスカーフ。ただし、着用しているプレーヤー、および、他のプレーヤーに危険を及ぼさないもの。

以上

※本件についてのお問い合わせ先

公財) 日本ラグビーフットボール協会

技術部門マッチオフィシャルグループ 競技規則担当 (referee@rugby-japan.or.jp)